建設工業新聞　8月9日号

PFI・PPP協会セミナー

官民155人が参加

新ガイドラインの解説聞く

日本PFI・PPP協会（植田和男理事長）は8日、東京都内でセミナーを開いた。井上誠内閣府PFI推進室参事官を講師に招き、法改正に伴い新たに策定・改定された公共施設等運営権など三つのガイドラインについて解説してもらった＝写真。内閣府の担当官自らがガイドラインを説明するとあって、官民の116団体から155人が参加し、関心の高さをうかがわせた。

セミナーの冒頭、あいさつした植田理事長は、「1年前にPFI法が改正されたが、ガイドラインが出るまで各自治体は（事業化を）待つことになった。まだ案件がないが、（ガイドラインが）出たのでたくさんの問い合わせが来るようになっている。ガイドラインへの理解を深めてほしい」と呼び掛けた。

井上氏は講演で、PFI法に基づくガイドラインについて、「事業実施プロセス」と「契約」の二つを改定し、「公共施設等運営権および公共施設等運営事業」を新たに策定したことを説明した。

プロセスのガイドラインには主に、民間提案を促すためのインセンティブの付与や、提案に含まれる知的財産の保護が盛り込まれたことを解説。契約のガイドラインでは、建設会社をはじめコンソーシアムの構成企業が、事業のある段階でSPCの株式を譲渡し、次の案件に資金を回しやすくするよう明記されたことを紹介した。

公共施設等運営権のガイドラインでは、民間事業者が公共側に支払う運営権対価の考え方を整理。事業期間中に得られる想定利益を現在価値に割り戻した金額を基本に、割引や上乗せといった調整を行うことにしたという。運営権対価の算定に必要な過去の施設運営などのデータはできるだけ民間事業者に提供した方がリスクが下がり、「（公共が得る）運営権対価も上がる」という見解を示した。